

# 第1章

## 計画の基本的な考え方

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の目的

本計画は、「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」（以下「条例」という。）の基本理念に基づき、男女が平等に共同参画する社会づくりに向けて、男女が個人として尊重され、共に責任を分かち合うとともに、自らの意思によって、その能力を発揮し、家庭、職場、地域などあらゆる分野において平等に共同参画する社会を目指し、区が総合的に施策を展開するためのものです。

### 基本理念（条例第3条）

- 1 男女の個人としての人権が尊重され、性別により直接的、間接的に差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。
- 2 固定的な性別役割分担に基づく社会制度や慣行が解消され、男女が性別にかかわらず、個人の個性や能力を発揮し、その意欲や希望に沿って家庭生活と社会生活の両立ができるよう、その責任を対等に分かち合うこと。
- 3 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、地域において、意思決定及び政策決定の過程に平等に共同参画すること。
- 4 教育の場において男女の平等な共同参画を推進すること。
- 5 区民は、国籍、性別、年齢にかかわらず、この条例に定める権利を有すること。

## 2 計画改定の趣旨と背景

条例に基づき、平成23年2月に策定した「目黒区男女平等・共同参画推進計画（平成23年度～平成27年度）」（以下「前計画」という。）は、平成27年度末で計画期間を終了します。

前計画においては、男女平等・共同参画社会の実現に向けた目標や方向、取り組むべき施策、具体的事業を定めるとともに、課題ごとの指標と目標値を設定しました。区が事業を実施した後、区長の付属機関である目黒区男女平等・共同参画審議会が、目標値への到達状況を参考に事業の評価を行うことにより、計画の進捗状況と今後の課題を明らかにしながら男女平等・共同参画を着実に推進してきました。

この間、関係法令については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」で被害者の対象範囲の拡大、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」で規制対象となる行為の追加などの改正が行われました。また、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」では間接差別の対象範囲の拡大、セクシュアル・ハラスメントの予防・事後対応の徹底など施行規則が改められています。さらに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が新たに制定され、女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定は地方公共団体の努力義務となりました。

また、社会のさまざまな分野において女性が活躍することが暮らしやすい社会、活力のある社会をつくることにつながるという考え方から、政府では「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画の策定や「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置、「すべての女性が輝く政策パッケージ」の決定などが行われてきました。

これまでの取組の結果として、男性が家事・子育て・介護を担うことや、女性が結婚・妊娠・出産後も自分の望む働き方を続けることなど、変化は徐々に進んでいます。しかしながら、職場において男性の長時間労働の慣習が根強く残っていることや、組織の指導的地位に占める女性の割合が低いことなどから、男女平等・共同参画社会の実現には、より一層の努力が必要です。

こうした状況を踏まえ、前計画の取組を継承しつつも、社会情勢の変化によって生じた課題に対応するため、「目黒区男女平等・共同参画推進計画」を改定します。

### 3 計画の性格・位置付けなど

- ① 本計画は、目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例第8条に定める計画です。
- ② 本計画は、前計画を継承し、更に発展させる計画です。
- ③ 本計画は、「目黒区基本構想」及び「目黒区基本計画（平成22年度～平成31年度）」を踏まえるとともに、関連する分野別計画との整合性を図り改定するものです。
- ④ 本計画は、目黒区男女平等・共同参画審議会の答申の趣旨を尊重し、改定するものです。
- ⑤ 本計画は、条例の基本理念を具体化し、達成すべき目標と方向を明確にし、区、区民及び事業者が協働して取り組む際の指針とするものです。
- ⑥ 本計画の課題（中項目）3－2「配偶者等からの暴力の防止」を、目黒区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置付けます。
- ⑦ 本計画の課題（中項目）1－1「政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進」・1－3「働く場における男女平等・共同参画の促進」・2－1「仕事と生活の両立支援」を、目黒区における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」として位置付けます。
- ⑧ 施策の推進に当たっては、区の各部門において所管事業として取り組むため、本計画の中では各事業の具体的な実施年度、事業費及び実施規模は掲載していません。

### 4 計画期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年です。ただし、この間の社会状況の変化に伴い、必要に応じて本計画の事業を見直すこととします。

## 5 計画の体系

計画では、男女が平等に共同参画する社会づくりを実現するため、4つの目標（大項目）を設定し、総合的に施策を展開します。

そして、目標を実現するための課題（中項目）を明らかにし、その課題を解決するため取り組むべき施策の方向（小項目）や具体的事業等を提示します。

また、目標ごとに一つの課題（中項目）を選定し、重点的に取り組むこととします。この重点項目については、社会情勢や前計画から引き継ぐ課題等を踏まえ、選定しました。

目標＝大項目	重点項目（課題＝中項目）
1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進
2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	仕事と生活の両立支援
3 人権が尊重される社会の形成	配偶者等からの暴力の防止
4 男女平等・共同参画の推進の強化	区民、事業者等との協働事業の充実

さらに、計画では、達成状況を確認し、その進捗度を把握するため、目標とする数量的な指標を設定しました。詳しくは次頁以降に計画の体系図、指標の一覧を掲載しています。

## 6 計画の体系図

★=重点項目

目標 (大項目)	課題 (中項目)	施策の方向 (小項目)
<b>1</b> あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	★ 1 政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進	① 審議会などにおける男女平等・共同参画の推進 ② 女性リーダーの育成
	2 地域、団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	① 地域活動への参加促進 ② 地域活動における男女平等・共同参画の意識啓発 ③ 男女平等・共同参画に関する活動団体への支援
	3 働く場における男女平等・共同参画の促進	① 事業者における男女平等・共同参画の促進 ② 女性のチャレンジ支援 ③ 区における男女平等・共同参画の推進
	4 教育及び学習の場における男女平等・共同参画への理解促進	① 生涯学習における男女平等教育の促進と支援 ② 教育の場での男女平等・共同参画の意識啓発 ③ 固定的な性別役割分担意識に基づく情報・表現を読み解く力の向上
<b>2</b> ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	★ 1 仕事と生活の両立支援	① 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの取組の促進 ② 男女が子育てや介護を担いながら働くための職場環境の整備 ③ 男性が家事・育児・介護を積極的に担うための啓発
	2 子育て支援	① 多様な保育サービスの充実 ② ひとり親家庭に対する支援 ③ 地域での子育て支援
	3 介護支援	① 高齢者の自立支援と社会参加の促進 ② 介護事業の充実

目標 (大項目)	課題 (中項目)	施策の方向 (小項目)
<b>3</b> 人権が尊重される社会の形成	1 人権を尊重する意識の醸成	① あらゆる暴力の防止 ② 多様な性のあり方への理解促進
	★2 配偶者等からの暴力の防止	① 暴力の未然防止と早期発見 ② 被害者に対する相談・支援の充実 ③ 関係機関・団体等との連携の強化
	3 セクシュアル・ハラスメントの防止	① セクシュアル・ハラスメント防止の啓発・相談の充実
	4 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の理解促進と健康支援	① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利）の意識啓発 ② 生涯にわたる健康保持・増進支援
	1 計画の推進体制の充実	① 推進体制の充実 ② 男女平等・共同参画センター事業の充実
<b>4</b> 男女平等・共同参画の推進の強化	2 計画の進行管理	① 進捗状況の評価、改善
	★3 区民、事業者等との協働事業の充実	① 協働事業の実施及び事業を通じた男女平等・共同参画の意識啓発
	4 国、東京都、他自治体との連携	① 国、東京都、他自治体との連携強化

□太枠内は、目黒区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」とする。

□二重枠内は、目黒区における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」とする。

## 7 課題ごとの指標

★＝重点項目 ※特に記載があるもの以外は、「平成27年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査」の数値です。

目標 (大項目)	課題 (中項目)	指標	現状値(※)	平成32年度 目標値
1 あらゆる分野における 男女平等・共同参画の推進	★1 政策決定及び意思決定 過程への男女平等・共 同参画の推進	区が設置する付属機関や私的諮問機 関の女性委員の割合	36.0% (平成27年3月現在)	50%
	2 地域、団体活動の充実 と男女平等・共同参画 の促進	地域の活動や行事での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	38.1%	50% 以上
	3 働く場における男女平 等・共同参画の促進	労働・雇用・職場での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	11.4%	25% 以上
	4 教育及び学習の場にお ける男女平等・共同参 画への理解促進	学校教育での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	72.7%	80% 以上
2 ワークライフバラ ンス(仕事と生活の 調和)の推進	★1 仕事と生活の両立支援	固定的な性別役割分担意識 「反対・どちらかといえば反対」と思う 人の割合	55.4%	70% 以上
	2 子育て支援	家庭生活(家事・育児・介護)での男女 平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	11.6%	20% 以上
	3 介護支援			
3 人権が尊重される 社会の形成	1 人権を尊重する意識の 醸成	身体的暴力の被害経験者の割合	6.5%	ゼロ
	★2 配偶者等からの暴力の 防止			
	3 セクシュアル・ハラスメ ントの防止	セクシュアル・ハラスメントの被害経 験者の割合	10.8%	ゼロ
	4 生涯にわたる性と生殖 に関する健康と権利の 理解促進と健康支援	妊娠や出産をめぐる女性の健康と権 利が「尊重されている」と考える人の 割合	—	90% 以上
4 男女平等・共同参画の 推進の強化	1 計画の推進体制の充実	区の男女平等・共同参画施策を「どれ も知らない」人の割合	70.0%	60% 以下
		目黒区男女平等・共同参画センター を知っている人の割合	12.5%	20% 以上
	2 計画の進行管理	—	—	—
	★3 区民、事業者等との協 働事業の充実			
4 国、東京都、他自治体と の連携				